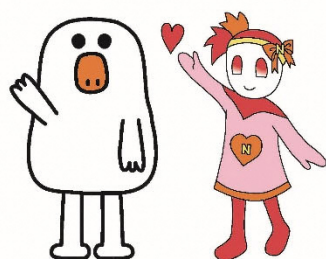


# さいたま市 障害者総合支援計画

2024～2026（令和6～8年度）

誰もが権利の主体として、  
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

概要版

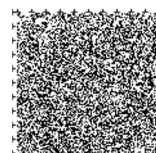


「ノーマくん」

「ライちゃん」

さいたま市ノーマライゼーション条例 PRキャラクター

令和6年2月  
さいたま市



# 1 計画策定の趣旨

我が国では、平成19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」を署名しました。そして、その批准に向けて障害当事者の参画の下で検討が進められ、平成23（2011）年の「障害者基本法」改正において、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに受け入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。

さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成23(2011)年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行しました。

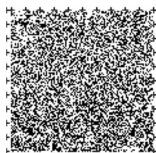
その後、平成26（2014）年1月に障害者権利条約を批准し、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

令和4（2022）年8月には、条約締約国として国際連合の障害者の権利に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年9月、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

さいたま市では、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んでいます。

加えて、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。

このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画2021～2023」の見直しを行い、令和6（2024）年度からの新たな計画を策定することとします。



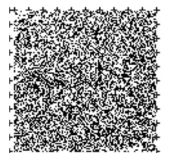
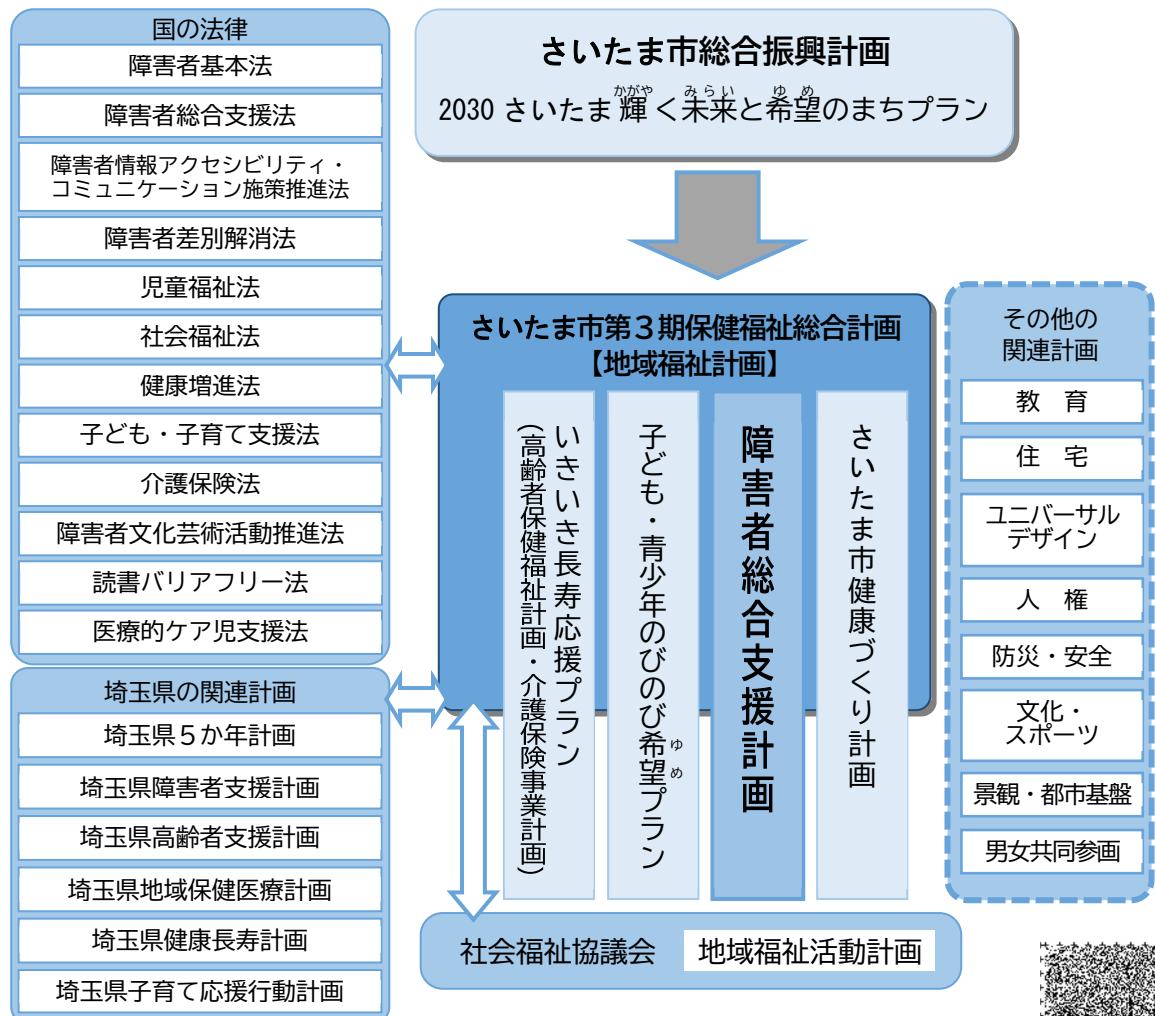
## 2 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

加えて、令和4(2022)年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。

図 計画の位置づけ





### 3 計画の期間

本計画における計画期間は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

和 暦		平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
さいたま市障害者総合支援計画	障害者基本計画	第4次				第5次				
	障害福祉計画	第5期		第6期			第7期			
	障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期			

※網掛はさいたま市障害者総合支援計画の計画期間であり、点線は国の計画期間を示す。

### 4 計画策定の視点

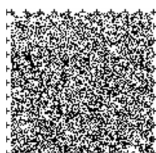
この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。

このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。

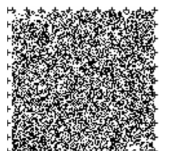
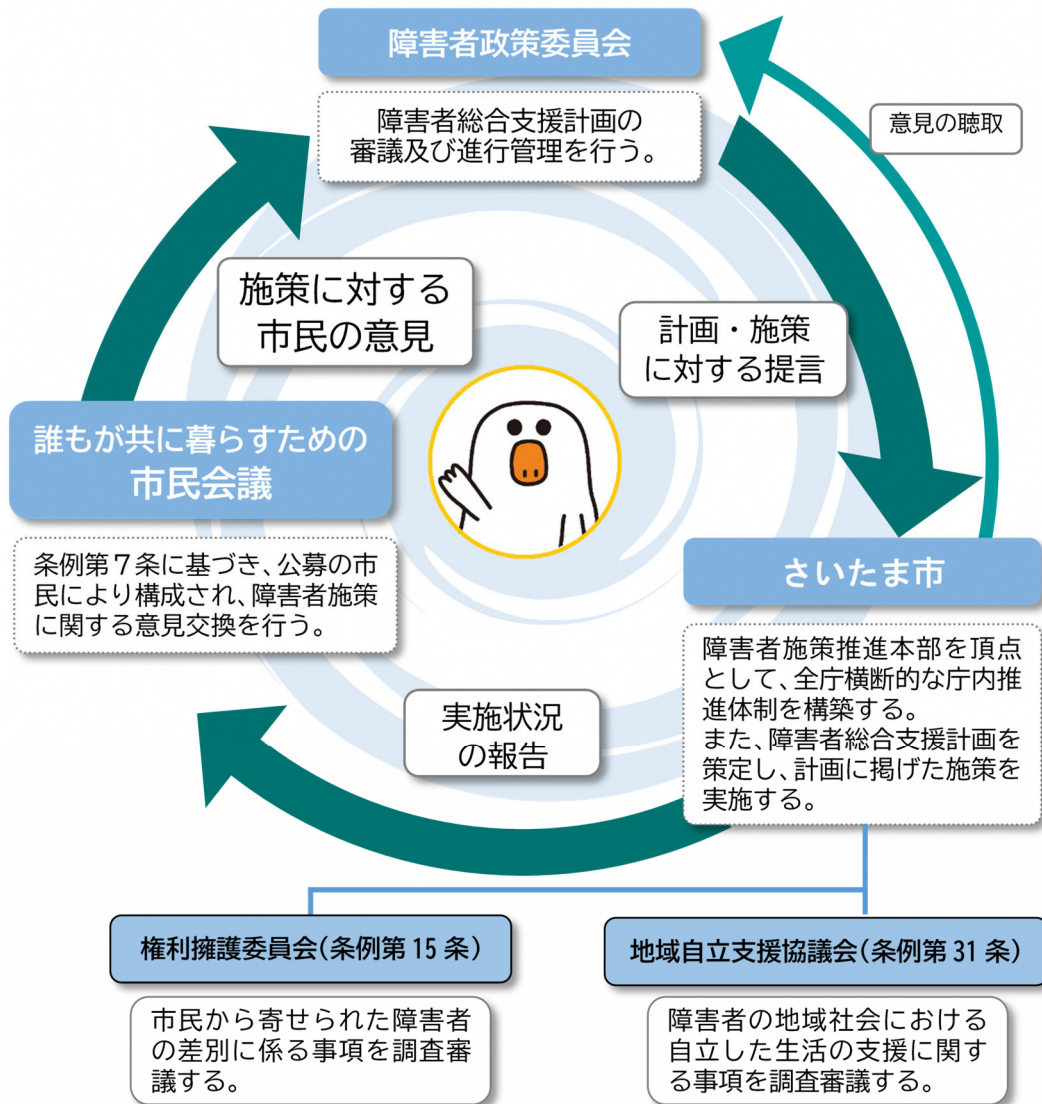
**視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです**

**視点2 障害者の権利を守ります**

**視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います**



## 5 障害者施策の推進体制



## 6 基本方針

---

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

誰もが権利の主体として、  
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して



## 7 基本目標

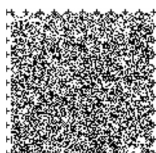
---

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

基本目標 2 質の高い地域生活の実現

基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本目標 4 障害者の危機対策

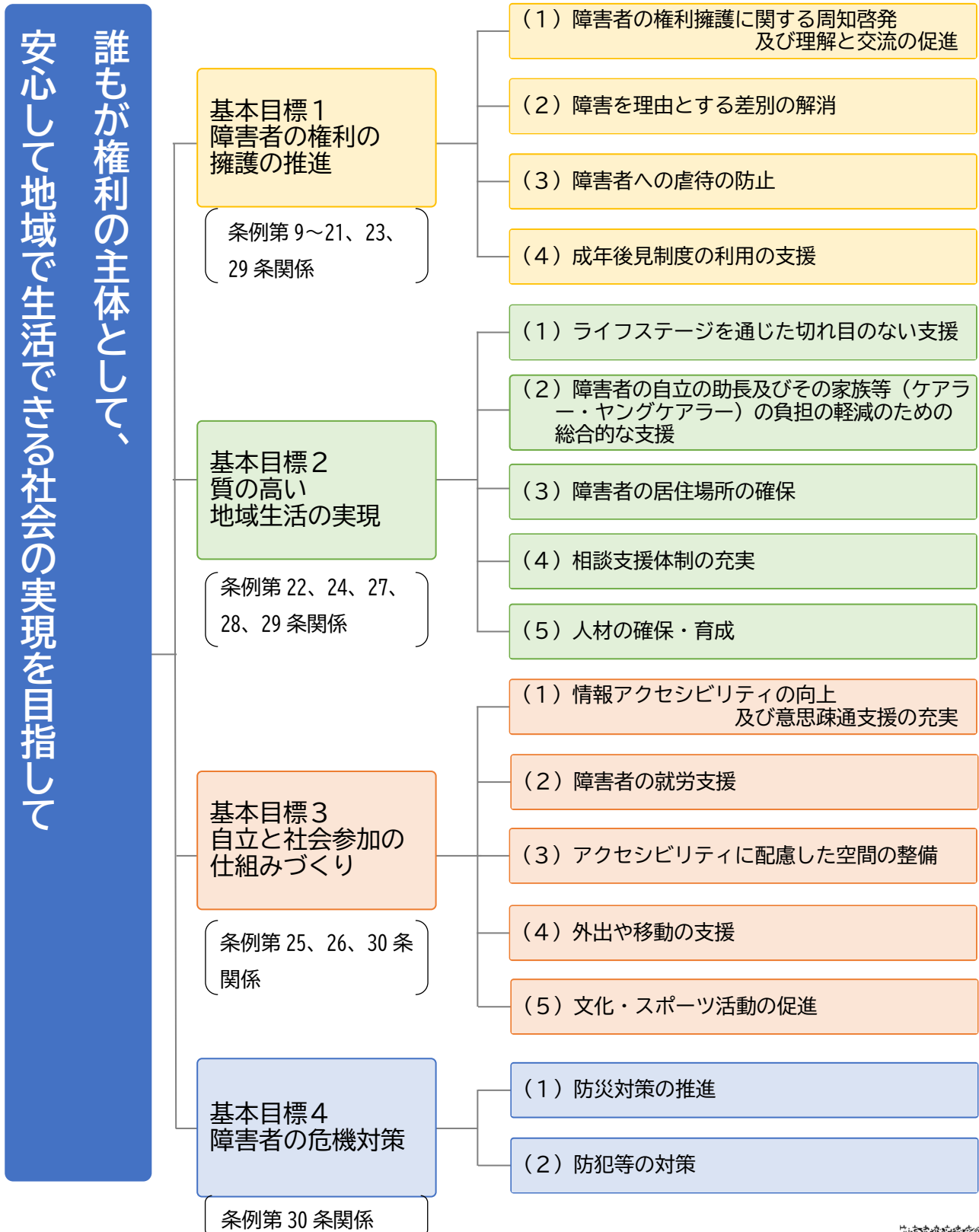


## 8 計画の体系

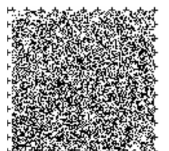
[ 基本方針 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]



※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。



## 9 実施事業

実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。

実施事業の☆印は、総合振興計画関連事業（令和6《2024》年度時点）です。

### 基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

#### 基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

実施事業		担当所管
★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課
★ ②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課
☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課
☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室
⑥	心の健康に関する普及啓発	こころの健康センター
⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課
⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課
⑨	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター

#### 基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

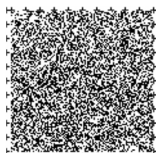
実施事業		担当所管
★ ①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課
☆②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課

#### 基本施策（3）障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管
★☆①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害福祉課
★☆②	虐待の防止のための研修の実施	障害福祉課
③	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害福祉課

#### 基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

実施事業		担当所管
①	成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害福祉課
②	成年後見制度利用支援事業の実施	障害福祉課





## 基本目標 2 質の高い地域生活の実現

### 基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

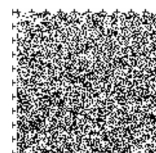
実施事業		担当所管
①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課
☆②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児・放課後児童課
☆③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	幼児・放課後児童課 保育課 保育施設支援課
☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育課
☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく
⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課
★☆☆⑦	発達障害児に対する支援の充実	総合療育センターひまわり学園育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 子ども家庭総合センター総務課
★☆☆⑧	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	特別支援教育室
⑨	相談支援体制の充実	特別支援教育室
★☆☆⑩	発達障害者に対する支援の充実	障害者総合支援センター

### 基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等

#### （ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援

実施事業		担当所管
★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課
★☆☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課
③	指導監査の実施	監査指導課
④	心身障害者医療費の給付	障害福祉課
⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課
⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課
★☆☆⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課
⑧	精神科救急医療体制整備事業の実施	保健衛生総務課
☆☆⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター

基本施策（2）次のページへ続く



基本施策（２）前のページから続き

実施事業		担当所管
⑩	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター
⑪	家族教室の開催	精神保健課
★☆☆⑫	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	障害者更生相談センター
⑬	発達障害児の家族等に対する支援の充実	障害政策課 総合療育センター ひまわり学園育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく
⑭	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	障害福祉課
⑮	日中一時支援事業における夕方支援の実施	障害福祉課
⑯	障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施	障害福祉課
⑰	学校における教職員、専門職向けの研修実施	総合教育相談室
⑱	電話による相談支援	いきいき長寿推進課
☆☆⑲	子ども家庭総合拠点による相談支援	子ども家庭支援課
⑳	ケアラー支援に関する広報・啓発	福祉総務課

基本施策（３）障害者の居住場所の確保

実施事業		担当所管
★☆☆①	グループホームの整備の促進	障害政策課
②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害福祉課
③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課
④	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課
⑤	居宅改善整備費の補助	障害福祉課

基本施策（４）相談支援体制の充実

実施事業		担当所管
☆☆①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害福祉課
②	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター
★ ③	障害者生活支援センターの充実	障害福祉課
④	精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター
⑤	障害者相談員の設置	障害福祉課
⑥	聴覚障害者相談員の設置	障害福祉課
☆☆⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	福祉総務課 生活福祉課



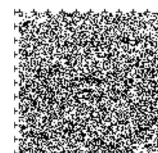
## 基本施策（５）人材の確保・育成

実施事業		担当所管
★ ①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課
★ ②	手話講習会の開催	障害福祉課
★ ③	要約筆記者養成講習会の開催	障害福祉課
④	市職員に対する手話等の研修の実施	障害政策課 障害福祉課
☆⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター
⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター
☆⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所
⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室
⑨	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館 資料サービス課
⑩	保健福祉の専門的人材の養成・確保	福祉総務課
⑪	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施	障害政策課

## 基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり

### 基本施策（１）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

実施事業		担当所管
★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課
★ ④	選挙時の情報提供	選挙課
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課



## 基本施策（２）障害者の就労支援

実施事業		担当所管
★☆☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課
②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター
★☆☆③	障害者優先調達推進	障害福祉課 障害者総合支援センター
★☆☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター
⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター
⑥	重度障害者の就労支援事業	障害福祉課

## 基本施策（３）アクセシビリティに配慮した空間の整備

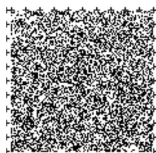
実施事業		担当所管
☆☆①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部
☆☆②	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課
☆☆③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課
☆☆④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課
☆☆⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課

## 基本施策（４）外出や移動の支援

実施事業		担当所管
★☆☆①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	障害福祉課
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害福祉課
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害福祉課
④	リフト付き自動車の貸出し	障害福祉課

## 基本施策（５）文化・スポーツ活動の促進

実施事業		担当所管
①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課
②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課
③	スポーツ教室の充実	障害政策課
④	市立施設の使用料減免	障害福祉課





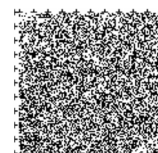
## 基本目標4 障害者の危機対策

### 基本施策（1）防災対策の推進

実施事業		担当所管
★☆☆①	防災知識等の普及・啓発	防災課 障害政策課 福祉総務課
★☆☆②	要配慮者の避難支援対策の推進	防災課 福祉総務課
★☆☆③	避難行動要支援者名簿の活用	防災課 障害福祉課 福祉総務課
★☆☆④	災害時等における確実な情報の発信	防災課
★☆☆⑤	防災訓練への障害者の参加	障害福祉課 防災課

### 基本施策（2）防犯等の対策

実施事業		担当所管
①	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課
②	緊急通報システムの設置	障害福祉課
③	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	指令課
☆☆④	緊急時安心キット配布事業	救急課
☆☆⑤	消費者行政の推進	消費生活総合センター



## 10 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

### 1 成果目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

目 標 値	
令和8年度末までの地域生活移行者数	42人
令和8年度末の施設入所者数	661人

#### (2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

目 標 値	
令和8年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数 (65歳以上)	348人
令和8年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数 (65歳未満)	265人

#### (3) 地域生活支援の充実

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	
令和8年度の一般就労移行者数	336人
令和8年度の一般就労移行者数(就労移行支援)	277人
令和8年度の就労移行支援事業所の割合(就労移行支援)	5割
令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援A型)	44人
令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援B型)	22人
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	429人
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	2割5分

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

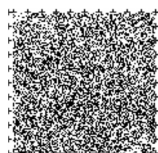
目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センターの設置数	6か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	33か所
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	6か所
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	-(設置済)
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	10区に配置
令和8年度末までに障害児入所施設に入所している児童の18歳以降の移行調整に係る協議の場を設置	設置

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値	
令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置	10か所

#### (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制	検討



## 2 訪問系サービスの見込量

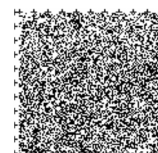
サービス区分	令和8年度	
居宅介護（ホームヘルプサービス）	41,491 時間分	1,804 人
重度訪問介護	47,649 時間分	119 人
同行援護	4,423 時間分	238 人
行動援護	6,000 時間分	193 人
重度障害者等包括支援	60 時間分	1 人

## 3 日中活動系サービスの見込量

サービス区分	令和8年度	
生活介護	42,215 人日分	2,243 人
内、重度障害者		1,120 人
自立訓練（機能訓練）	1,348 人日分	203 人
自立訓練（生活訓練）	5,714 人日分	509 人
就労選択支援	—	150 人
就労移行支援	9,858 人日分	590 人
就労継続支援（A型）	9,026 人日分	487 人
就労継続支援（B型）	37,489 人日分	2,798 人
就労定着支援		429 人
療養介護		83 人
短期入所（ショートステイ）	2,662 人日分	423 人
（福祉型）	2,527 人日分	368 人
内、重度障害者		56 人
（医療型）	134 人日分	56 人
内、重度障害者		16 人

## 4 居住系サービスの見込量

サービス区分	令和8年度
自立生活援助	83 人
共同生活援助	1,636 人
内、重度障害者	252 人
施設入所支援	661 人
地域生活支援拠点等	整備
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	地域自立支援協議会で協議
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	1 回



## 5 相談支援サービスの見込量

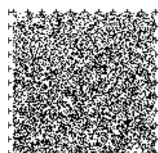
サービス区分	令和8年度
計画相談支援	1,333人
地域移行支援	2人
地域定着支援	9人

## 6 障害児通所支援等の見込量

サービス区分	令和8年度	
児童発達支援	30,370人日分	3,491人
放課後等デイサービス	53,844人日分	4,777人
保育所等訪問支援	1,364人日分	507人
居宅訪問型児童発達支援	52人日分	13人
福祉型障害児入所支援		6人
医療型障害児入所支援		17人
障害児相談支援		487人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置		10人
認可保育所		680人
放課後児童クラブ		303人

## 7 発達障害者等に対する支援の見込量

種別	令和8年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回
発達障害者支援センターによる相談件数	830件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マ ネジャーの関係機関への助言件数	65件
発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への 研修、啓発件数	35件
ペアレントトレーニングの受講者数（保護者）	24人
ペアレントトレーニングの実施者数（支援者）	4人
ペアレントメンターの人数（累積）	31人
ピアサポート活動への参加者数	20人





## 8 精神障害者等に対する支援の見込量

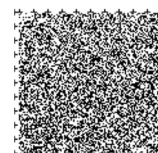
種 別	令和 8 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回
精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	8 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	812 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	37 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	194 人

## 9 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量

種 別	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置の有無 【総合的・専門的な相談支援の実施から変更】	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	10 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	10 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	10 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	1 回
協議会における参加事業所・機関数	12 機関
協議会の専門部会の設置数	4 部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	8 回

## 10 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量

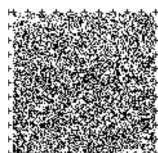
種 別	令和 8 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	40 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1 回
指導監査結果の関係自治体との共有	1 回



## 11 地域生活支援事業の見込量

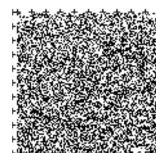
事業名	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	
自発的活動支援事業	実施	
相談支援事業		
障害者相談支援事業	15 箇所	
基幹相談支援センター	設置	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	
住宅入居等支援事業	実施	
成年後見制度利用支援事業	100 人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	
意思疎通支援事業		
手話通訳者派遣事業	4,400 件	
要約筆記者派遣事業	300 件	
手話通訳者設置事業	20 人	
日常生活用具給付等事業		
介護訓練支援用具	70 件	
自立生活支援用具	135 件	
在宅療養等支援用具	110 件	
情報・意思疎通支援用具	250 件	
排泄管理支援用具（月間）	2,100 件	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	25 件	
移動支援事業		
移動支援事業	256 箇所	
利用見込者数（月間）	1,245 人	
延べ利用見込時間数（月間）	28,548 時間	
地域活動支援センター事業		
さいたま市分（年間）	26 箇所	270 人
他市町村分（年間）	5 箇所	10 人
専門性の高い相談支援事業		
発達障害者支援センター運営事業	1 箇所	
障害児等療育支援事業	3 箇所	

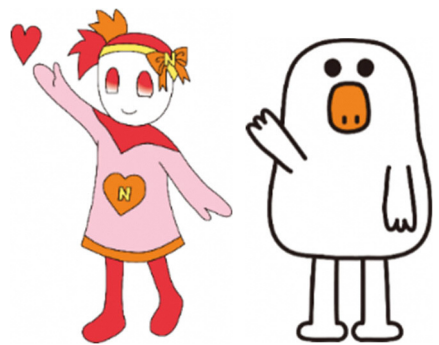
地域生活支援事業の見込量 次のページへ続く



地域生活支援事業の見込量 前のページから続き

事業名	令和8年度
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
手話通訳者養成研修事業	10人
要約筆記者養成研修事業	10人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	1人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	1人
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	5人
広域的な支援事業	
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業	
地域生活支援広域調整会議等事業	4回
地域移行・地域生活支援事業	7人
災害時心のケア体制整備事業 (専門相談員配置の有無)	有
②発達障害者支援地域協議会による体制整備 事業(協議会の開催見込)	2回





さいたま市障害者総合支援計画  
概要版  
2024～2026（令和6～8年度）

発行： 令和6年2月  
企画・編集： さいたま市福祉局 障害福祉部 障害政策課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
電話： 048-829-1306（直通）  
ファクス： 048-829-1981

この冊子は、1,000部作成し、1部当たりの印刷経費は562円です。  
（障害者総合支援計画策定業務のうち、印刷に要した費用です。）

